

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護給付費請求書等の記載要領について」の
一部改正について

計3枚（本紙を除く）

Vol.338

平成25年7月19日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3949)
FAX：03-3595-4010

老老発 0719 第 1 号
平成 25 年 7 月 19 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について

今般、「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」（平成 25 年 5 月 16 日健発第 0516 第 4 号）において、介護保険法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用したときの利用者負担についても介護保険等利用被爆者助成事業の助成対象とされた。

これに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）及び国民健康保険団体連合会、関係者等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

